

**福知山市立六人部中学校に係る
部活動指導の方針**

**福知山市立六人部中学校
令和４年４月**

はじめに

部活動は教育課程外ではありますが、学級や学年の枠を超えて、仲間や教師（顧問）等と密接に触れ合い、共に活動を重ねることで、自主性、協調性、責任感、連帯感等が育成できるたいへん貴重な教育の場です。また、生涯を通してスポーツや文化に親しむ姿勢を身につける機会ともなります。

しかしながら、教員の長時間勤務が大きな社会問題となる中、その要因の1つにもあげられています。また、過度の部活動には生徒の健康を害する危険性もあります。

福知山市立六人部中学校は、こうした情勢の中で策定された「運動部の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月 スポーツ庁）「京都府部活動指導指針」（平成30年4月 京都府教育委員会）及び「福知山市立中学校に係る部活動指導の方針」（平成31年4月改定 福知山市教育委員会）に則り、このたび、「福知山市立六人部中学校に係る部活動指導の方針」を策定しました。これは、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えることに配慮し、持続可能な部活動の運営体制が整えられるようにするためのものです。また、同時に教員の健康管理に寄与し、心身とも健全な状態で生徒に関わることにより、教育の質の向上を図ることも目指しています。

本校においては、この方針について全教職員で共通理解を図り、家庭や地域等の理解や協力を得ながら、全ての部活動において適切かつ効果的な活動が行われ、部活動を通して生徒一人一人が心身ともに成長し、豊かな人間性を育めるよう「部活動に係る活動方針」を策定し、計画的・組織的な部活動の運営にあたります。

令和4年4月 福知山市立六人部中学校

目 次

部活動指導の方針	・ ・ 1
部活動の意義	・ ・ 1
1 練習時間・休養日の設定等	・ ・ 1. 2
2 適切な指導にあたって	・ ・ 2
(1) 体罰やハラスメント等の防止	・ ・ 2
(2) 安全管理と事故防止	・ ・ 2
3 外部指導者との関係	・ ・ 3
4 活動方針	・ ・ 3. 4

〔部活動指導の方針〕

本方針は福知山市立中学校に係る部活動全体に係る指導方針である。

〔部活動の意義〕

部活動について令和３年度全面実施予定の中学校学習指導要領の中では「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである」と位置づけられています。また、教育課程外の活動ではあるものの、「学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」「学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにする」と示されています。

部活動は、学校教育活動の一環として適切に実施されることにより、生徒に自主性、協調性、責任感、連帯感等が育成できるたいへん貴重な教育の場となります。また、生涯を通してスポーツや文化に親しむ姿勢を身につける機会でもあります。

Ⅰ 練習時間・休養日（休止日）の設定等

部活動の指導は、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう十分に配慮した計画に基づき、校長が承認した指導方針・活動計画のもと実施するものとします。

（具体的な練習時間・休養日等の設定）

- ・年間を通じて週当たり２日以上休養日を設ける。（学期中は平日に少なくとも１日、土曜日及び日曜日〔以下「週末」という。〕は少なくとも１日以上を設定する。）
- ・週末に大会参加等で休養日を設定できない場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・長期休業中も学期中と同じように、平日に少なくとも１日、週末は少なくとも１日以上は休みをとることを原則とする。また平日５日間活動し、土日を休養日とすることも可能とする。
- ・長期休業中は、生徒や指導者が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるように工夫すること。
- ・夏季休業期間中の業務休止日（８月１０日から８月１６日）及び冬季休業期間中の業務休止日（１２月２８日から翌年１月４日）は休養期間とする。
- ・１日の活動時間は、長くとも原則、平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）及び長期休業中は３時間程度とし、合理的で効率的・効果的な活動を行う。
- ・活動の休養日は、校内一斉を前提にしない。

※ 市中体連主催の大会に関わる休養日設定の特例措置について

市中体連主催の大会（春季大会・総合体育大会・新人総合体育大会）については、大会実施日の4週間前から週当たり1日以上休養日を設けるものとする。（休曜日の設定は平日・週末にこだわらない。）

土日の活動については、生徒に過度の疲労が蓄積しないよう十分に配慮する。

2 適切な指導にあたって

中学生は体も心も急成長する時期です。生徒のスポーツ障害やケガを予防し、精神的な疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定するとともに、合理的で効率的・効果的な練習を行うものとします。また、部活動は本来、生徒の自主的な活動を基盤としており、指導者の個人的な考えや方針により、不適切な活動にならないよう十分な配慮を行います。

（１）体罰やハラスメント等の防止

指導者が長時間、近い距離で生徒に継続的な指導を行うという部活動の特性を十分理解し、体罰やハラスメント等が絶対に起きないように、日常の活動を通して生徒の人権を尊重し、信頼関係に基づく活動を徹底して行うものとします。

（２）安全管理と事故防止

部活動を行う際には、安全管理に万全を図ります。やむを得ず、練習等に立ち会えない場合も、他の部の顧問等と連携・協力するとともに、生徒に活動内容・場所等について明確な指示を出す等、事故防止に最大限努めます。

実際にケガや事故が起こった場合、迅速に対応するため、事前に対応マニュアル等に基づき、学校全体で十分に共通理解する場を設けます。

個々の生徒の体力や発達段階、疲労状況等を的確に把握した上で、計画的な活動を進め、熱中症への対応等、天候への配慮も含め無理の無い練習を実施します。

3 外部指導者との関係

外部指導者を活用する場合には、学校の目標や方針等を踏まえ適切な指導ができるよう、学校及び部活動顧問とよい連携を図ります。また指導を外部指導者に任せきりにせず、相互に情報を共有しながら指導を進めます。また、必要に応じて外部指導者に適切な指示や研修を行い、安心・安全な部活動指導が継続的に行われるように努めます。

4 活動方針

(1) 目的

- ・自発的・自主的な活動を通して、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を展開していく。
- ・学級や学年を離れて生徒相互の自治活動を行うことにより、生徒の自主性、協調性、責任感、などを育成する。
- ・校則や集団の決まりを守り、所属感や連帯感を身に付けさせる。

(2) 設置部活動

- 〔体育系〕バスケットボール部（男女）、野球部、卓球部（男女）
バレーボール部（女子）、サッカー部、陸上部
自主研究部（社会体育クラブ等に所属して活動する男女）
- 〔文化系〕吹奏楽部、美術部、科学技術部
自主研究部（習い事を活動としている生徒男女）

(3) 入退部

- ・部活動は放課後に行う教科外の特別活動であり、入部は生徒の自由意志に基づいて選択し、いずれかの部に必ず所属する。
- ・所定の用紙に本人の意向を記入し届け出る。その際は、保護者、学級担任、旧顧問、新顧問の承認を必要とする。

(4) 活動計画（月間計画を保護者に提出する）

- ・「年間活動計画」については、年度当初に全職員で確認しその計画に沿って活動する。
- ・「週間活動計画」については、毎週木曜日に校長に提出し、許可を得る。

(5) 活動時間

- ・平日は2時間程度、土曜日または日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とする。
- ・長期休業中の練習については、土曜日又は日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。
- ・平日の活動時間は、下記とする。

	4～10月 (新人戦終了まで)	10月～11月 (学習発表会終了まで)	11月～1月	2学期期末試験後 ～2学期終了まで	2月	3月
終了時間	17時00分	16時50分	16時30分	16時15分	16時50分	17時00分
完全下校	17時15分	17時05分	16時45分	16時30分	17時05分	17時15分

- ・定期試験に関わる活動について、中間試験前は5日前から、期末試験前は7日前から活動を停止する。

(6) 休養日

- ・平日に1日、土・日曜日（祝日を含む）に1日設置する。
- ・大会及び発表会等への参加で土・日曜日の両日ともに活動した場合は、他の曜日で確保する。

(7) 活動期間

- ・3年生の部活動について、運動部活は夏の総体まで、文化系部活は学習発表会までの活動とする。
- ・引退後の3年生の部活動の参加は原則禁止とする。ただし進路に関わる場合については、本人、保護者、顧問、学校等で相談し、期間を限定して可能とする。